

記 録

令和 2 年 1 0 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和 2 年 1 0 月 2 8 日 (水)

令和2年10月農業委員会定例総会議事録

令和2年10月農業委員会定例総会を令和2年10月28日（水）午後3時から日向市中央公民館 2階第4研修室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（12名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
4番	治田健	5番	那須成章
6番	鈴野浅夫	7番	松木親則
8番	甲斐英教	9番	山本孝志
10番	溝口秀樹	11番	海野善文
12番	寺原勝	14番	田原千春

欠席委員（2名）

3番	黒木耕作	13番	安藤嘉弥
----	------	-----	------

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（16名）

15番	黒木藤市	16番	黒木豊喜
17番	黒木幸義	18番	野田正明
19番	黒木眞壽美	20番	佐藤力
21番	菊田泰徳	22番	山口佐知男
23番	安藤政廣	24番	児玉恭司
25番	直野廣義	26番	黒木和男
27番	黒木義行	28番	赤木康
29番	矢野陸男	30番	橋口泉

事務局出席者

事務局長	黒木秀樹	事務局長補佐	斧由美
農地係長	野別浩三		

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

4番 10番

日程第2 議案第56号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第58号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について

議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について

議案第60号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について

議案第61号 非農地証明願いについて

議案第62号 農地のあっせん申出について

報告第40号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第41号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第42号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第43号 取下書について

報告第44号 農地中間管理事業に伴う配分計画について

その他

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長 印

4 番 印

10 番 印

議事録

開 会 午後3時00分

- 議長 ただいまから令和2年日向市農業委員会10月定例総会を開会します。
 なお、いつもお願いしておりますが、携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定してください。次に、私語を慎んでください。また、発言をされる際は、議席番号を言ってから発言をお願いいたします。議事録作成に支障を来しまするので、よろしくお願いいたします。
- まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に4番委員、10番委員を指名します。よろしくお願いいたします。
- 次に、日程第2、議案第56号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」であります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 はい、事務局です。説明を行います。
 お手元の資料の2ページからご覧ください。
 議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」、番号の1です。
 土地の所在地が日向市大字財光寺、地目が畑で、地積が917㎡です。
 今回の申請につきましては、譲渡人から譲受人に売買の持ちかけをし、譲受人としては、規模を拡大するためにこの農地を買うものです。
 権利の種類は、売買による所有権移転です。譲受人につきましては、日向市内で4万3,000㎡ほど野菜とか果樹を経営されている方です。
 農地法3条の規定による許可申請でございまして、農地法第3条第2項の規定には該当いたしません。
 続きまして、2番。
 土地の所在地が日向市美々津町で、地目が田、地積が930㎡。
 譲受理由、渡し理由とも規模拡大、相手側の要望となっております。実際のところは、相当前から譲受人が譲渡人の土地を使って耕作をしていたとのことです。今回、正式に所有権移転をするものですが、これまで譲渡人側の相続が終わってなくて、これまで登記ができませんでした。最近相続ができましたので、今回改めて売買による所有権移転ということで申請が上がったものです。譲受人につきましては、日向市美々津町に居住され、父の農業を引き継いで農業経営を行っている方です。会社員ではございますが、耕作面積6,643㎡を経営されている方でございます。
 農地法第3条の規定による許可申請でございまして、農地法第3条の第2項の各号には該当いたしません。
 続きまして、3番。
 土地の所在地が日向市東郷町山陰で、全4筆です。田の合計が1筆の963㎡、畑の合計が3筆で236㎡です。
 譲渡人は、亡とありますが、既に亡くなっております。譲受人は、この譲渡人の親戚です。
 遺贈とありますが、事情を聞いたところ、譲渡人には妻子がおらず、相続する人がいなかったもので、事前に公正証書を作成し、遺言書を作っておられました。その内容によると、これらの今回申請のあった財産につきましては、亡くなった後、譲受人に譲りたいということで申請が上がっていました。譲受人につきましては、日向市東郷町で1万8,473㎡を耕作されている農家の方です。
 農地法第3条の規定による許可申請でございまして、農地法第3条第2項の

記 録

事務局	<p>各号には該当いたしません。 続きまして、4番。 土地の所在地が日向市美々津町で、地目が田、地積が1,640㎡。譲渡人の成年後見人と譲受人が申請人です。 この案件も、譲受人から農地を買いきたいということで要望があり、規模拡大するものです。 譲受人は、耕作面積が3,943㎡ですが、今回取得する農地を合わせると、下限面積である5,000㎡を超えます。 農地法第3条の規定による許可申請でございまして、農地法第3条第2項の各号には該当いたしません。 続きまして、5番。 土地の所在地が日向市東郷町下三ヶで、全2筆です。畑の合計が2筆で1,371㎡です。 譲渡人、譲受人のお2人はご親戚ということ。譲渡人につきましては、千葉県に現在在住しておられ、日向市にはもう帰ってこられないということで、日向市にある財産をこの親戚である譲受人に譲りたいということで今回申請となりました。贈与による所有権移転です。 譲受人につきましては、日向市東郷町の専業農家の方です。面積も9,657㎡経営されています。 農地法第3条の規定による許可申請でございまして、農地法第3条第2項の各号には該当しません。 続きまして、6番。 土地の所在地が日向市美々津町で、地目は畑、地積は231㎡です。こちらの案件も、譲受人から譲渡人に農地を買いきたいということで要望され、規模拡大を行うものです。 譲受人につきましては、日向市で主に畜産の経営をされておりますが、経営面積も2万㎡を超えております。今回は、売買による所有権移転ということ。農地法第3条の規定による許可申請でございまして、農地法第3条第2項各号には該当しない案件です。 以上、1番から6番まで説明を行いました。委員の皆さんのご審議をよろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、番号1担当の4番委員及び28番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
4番委員	<p>4番委員。問題ありません。</p>
28番委員	<p>28番、特にありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 次に、番号2及び番号4担当の17番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
17番委員	<p>17番、異議ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 次に、番号3及び番号5担当の12番委員及び22番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>

記 録

- 1 2 番委員 1 2 番委員です。問題ありません。
- 2 2 番委員 2 2 番委員。異議ありません。
- 議長 ありがとうございます。
次に、番号 6 担当の 2 3 番委員から補足があれば説明をお願いします
- 2 3 番委員 申し訳ありません。私、その日欠席してしまして。事務局、いかがでしょうか。
- 事務局 大丈夫です。
- 2 3 番委員 大丈夫ですね。お願いします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑はございませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
次に、議案第 5 7 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」であります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。
お手元の資料の 5 ページをご覧ください。
議案第 5 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」。
番号 1。
土地の所在地が、日向市東郷町山陰の全 2 筆です。畑の合計が 2 筆の 2, 1 7 1 m²です。譲渡人が共有者お二人です。譲受人は法人です。
この案件につきましては、売買による所有権移転です。
転用目的は、この法人が鶏舎を造られるときに土地の造成を行いました。そのときに、この申請地に誤って、本人も知らなかったんですが、農地として、造成した土等をこの申請地に入れてしまいました。現在は、造成した土の捨土捨場ということで転用を出されている状況です。無断転用を行っております。ただ、これまで無断転用したことによって、周辺の農家の方や農地に影響は与えておりません。ご本人にもお会いしたんですが、農地と知らずにやってしまいましたということで、始末書も添付されております。本来申請をされれば、当然転用の許可相当の案件でございます、この案件はですね、無断転用ですけども。
農地法第 5 条の規定による許可申請でございます、農地法第 5 条の第 2 項の各号には該当いたしません。
続きまして、2 番。
土地の所在地は日向市美々津町、地目が田、地積が 6 5 1 m²です。売買による所有権移転です。現在、申請地につきましては、田とありますが、既に資材置場に転用がなされております。事情を聞いたところ、当時、譲受人がこの場

事務局	<p>所で駐車場を造るということで相談を行っておりました。譲渡人以外の方につきましては、全て土地の売買が済み、農地の転用まで行っているんですが、譲渡人だけはまだ相続が終わっておらず申請ができなかったとのことでした。しかし、当時社員の駐車場がなくて困っていた譲受人としては、この1画だけ残すわけにもいかず、またこの土地を使わないと社員の駐車場が足りないということで転用をしてしまったとのことでした。だからといって、無断転用は許されるわけではないんですが、社長の名前で今回始末書も出てきております。本来申請がなされれば、この案件についても転用許可がなされた案件でございます。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請でございまして、農地法第5条第2項の各号には該当いたしません。</p> <p>続きまして、3番。</p> <p>土地の所在地が日向市大字平岩で、計2筆です。田の合計が2筆の943㎡。譲渡人はお二人で、お二人とも日向市大字平岩の方です。譲受人は法人です。</p> <p>今回、売買による所有権移転ということで、この場所に太陽光の発電施設を設置するとのことでした。先日、現地調査に担当委員と行ってきました。周辺は基盤整備がなされた農地が広がっている田ではございましたが、この土地自体は、基盤整備は入っていません。農地の広がりにつきましては、川や高速道路に分断されておりまして、1種農地の要件である10haの広がりはなかったので、この土地につきましては第2種農地として判断しております。</p> <p>譲受人につきましては、日向市内では何件かの太陽光の施設を転用申請されている会社で、これまで譲受人が行ってきたところにおきましては、特に苦情とか問題は発生しておりません。雨水や排水等につきましては、排水は出ません。雨水につきましては、全て敷地内で地下浸透させるとのことで、ほかの農地に与える影響はないと思われま。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請でございまして、農地法第5条第2項の各号には該当しません。</p> <p>以上3件、皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>事務局から。</p> <p>今、1と2の説明の中で、本来申請が出てれば許可された案件であるとの説明がありましたが、これはちょっと総会軽視の発言になると思いますので、削除をさせていただきたいと思っております。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号1担当の14番委員及び29番委員から補足があれば説明をお願いします</p>
14番委員	<p>14番委員。事務局の説明どおりであります。誤って盛土していることについての始末書も出ておりますので、問題ないかと思っております。</p>
議長	<p>29番委員、よろしいでしょうか。</p>
29番委員	<p>29番委員。問題ないと思っております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次に、番号2担当の17番委員から補足説明があればお願いします。</p>

記 録

- 17番委員 17番委員。別にありません。
- 議長 ありがとうございました。
次に、番号3担当の8番委員及び24番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 8番委員 8番委員です。問題ございません。
- 議長 24番委員、よろしいでしょうか。
- 24番委員 24番委員。耕作放棄地となっておりますもので、問題ないかと思えます。
- 議長 ありがとうございました。
それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はありませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございました。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
次に、議案第58号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について」であります。それでは、事務局に、番号4を除く番号1から10までの説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。
では、番号1から順番に説明を行っていきます。
今回、利用権設定が上がってきておりますが、件数が多いのでまとめて説明をしたいと思います。
今回申請される利用権の設定を受ける者につきましては、現在、土地の所在地を耕作して水稻を作ると。また、利用権の設定を受ける者につきましては、現在、和牛農家として頑張っておられる方です。
続いて、2番の利用権の設定を受ける者です。利用権の設定を受ける者につきましては、この利用権の設定をする者の兄ですね。兄の土地を耕作して、千切り大根を作っていきたいということで申請が上がっております。
続きまして、3番、5番、そして6番、7番、8番につきましては、利用権の設定をする者につきましても、日向市の平岩で専従的に農業経営をされている方であります。この土地を借りて、主に露地野菜、タマネギや小ネギ等を作りたいということで申請が上がっております。
利用権の設定を受ける者につきましても、先月農業委員会でも諮られたんですが、追加でこの申請地につきまして借りたいということで申請が上がっております。露地野菜を作りたいということで上がっております。
全ての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による申請でございまして、農業経営基盤強化促進法第18条の第2項には該当いたしません。
以上です。
- 議長 ありがとうございました。

記 録

- 議長 それでは、番号1及び番号2担当の17番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 17番委員 17番委員。別にございません。
- 議長 ありがとうございます。
次に、番号3及び番号5から番号8担当の8番委員及び24番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 8番委員 8番委員です。特に問題ございません。
- 議長 24番委員、よろしいでしょうか。
- 24番委員 24番委員。問題ありません、
- 議長 ありがとうございます。
次に、番号9及び番号10担当の4番委員及び28番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 4番委員 問題ありません。
- 28番委員 28番。特にありません。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑はございませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第58号の番号4を除く番号1から10までは原案のとおりとします。
ここで一旦休憩いたします。
- (休憩)
- 議長 それでは、再開いたします。
引き続き事務局に議案第58号、番号4の説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。
13ページをご覧ください。
番号4。
利用権の設定を受ける者としましては、この土地の日向市大字平岩の土地を借りて、ニンニクを作付したいということで今回申請が上がっております。利用権の設定を受ける者におかれましては、先ほど説明したとおり、日向市大字平岩で精力的に農業をされている方でございます。経営面積も7,521㎡経営されております。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による申請でございまして、

記 録

- 農業経営基盤強化促進法第18条第2項の各号には該当しない案件でございます。
以上です。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号4担当の24番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 24番委員 24番委員です。問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑等はございませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第58号の番号4は原案のとおりといたします。
それでは、ここで一旦休憩いたします。
- (休 憩)
- 議長 それでは、会議を再開します。
引き続き、事務局に議案第55号、番号11から番号18までの説明をお願いします。
- 事務局 では、事務局です。
番号11から説明を行います。
利用権の設定を受ける者は、数名の方から今回農地を借りて千切り大根を行うということで申請が上がっております。
場所は、全て日向市美々津町の地区で行います。土地は、賃貸借権の設定です。また、貸借の金額は、10a当たり1万円という設定になっております。また、ほとんどの期間は11月から3月までの裏作の期間を使って千切り大根を栽培したいということで申請が上がっております。
利用権の設定を受ける者におかれましては、現在、日向市美々津町で主に千切り大根を経営されており、面積も2万2,000㎡として上がっておる認定農業者でございます。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による申請でございまして、農業経営基盤強化促進法第18条第2項の各号には該当しない案件でございます。
説明は以上です。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号11から番号18までの担当の17番委員から補足があれば説明をお願いします
- 17番委員 17番委員。別に問題はありません。
- 議長 ありがとうございます。

	<p>ただいま説明のありました案件について、ほかに質疑の方はございませんか。</p> <p>ほかにないようですので、お諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(賛成者挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>賛成多数ですので、議案58号、番号11から番号18までは原案のとおりといたします。</p> <p>次に、議案第59号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について」であります。それでは、番号2について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局です。</p> <p>28ページ、29ページをご覧ください。</p> <p>番号2について説明を行います。</p> <p>所有権の移転をする者が公益財団法人宮崎県農業振興公社です。</p> <p>土地の所在地は日向市美々津町で、地目が田、面積が1,002㎡です。</p> <p>こちらの案件につきましては、平成31年、平成30年に所有権の移転を受ける者が農業振興公社の特例事業という売買事業を利用し、現在、公社から農地を借りている場所です。本来なら、あと4年後、3年後にこれらの農地について公社から買いますという約束をしている土地ではございましたが、今回、特にこの土地だけ先に農地を買いたいということで申出がありました。公社に相談したところ、本来ならまだ先の売買であったんだけど、前もって買うことは別に問題ないということで今回の売買となりました。所有権移転の時期は令和2年11月2日です。対価が、この1筆で25万5,000円となっております。</p> <p>所有権の移転を受ける者におかれましては、日向市美々津町で千切り大根を経営されている認定農業者でございます。経営面積も2万2,000と50aの要件を超えております。</p> <p>経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による申請でございまして、農業経営基盤強化促進法第18条第2項の各号には該当しない案件でございます。</p> <p>皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号2担当の17番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
17番委員	<p>17番委員。別にありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明のありました案件について、ほかに質疑はございませんでしょうか。</p> <p>ほかにないようですので、お諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので、議案59号の2は原案のとおりといたします。</p>

記 録

議長	ここで休憩いたします。 (休 憩)
議長	それでは、会議を再開します。 引き続き、事務局に議案第59号の番号1の説明をお願いします。
事務局	事務局です。 28ページをご覧ください。 番号1。 所有権の移転をする者は法人です。 土地の所在地が日向市大字塩見、全5筆で、畑の合計が5筆の1、271㎡ です。 こちらの案件につきましては、もともと法人を運営いましたが、このたびこの法人を清算したところでした。清算したために、持っていた農地について所有権の移転を受ける者に贈与するというので、今回の申請となりました。対価は0円、贈与による所有権移転ということです。 所有権の移転を受ける者におかれましては、日向市で主に果樹経営をされている認定農業者です。経営面積も5万4,000㎡です。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請でございまして、農業経営基盤強化促進法第18条第2項の各号には該当しない案件でございます。 皆様のご審議をよろしく申し上げます。
議長	ありがとうございました。 それでは、番号1担当の9番委員及び16番委員から補足があれば説明をお願いします。
9番委員	9番委員です。特にありません。
16番委員	16番委員です。特にありません。
議長	ありがとうございました。 それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑はございませんでしょうか。 ないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	ありがとうございました。 全員賛成ですので、議案59号の1は原案のとおりとします。 次に、議案第60号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について」であります。それでは、事務局に説明をお願いします。
事務局	事務局です。 資料の31ページからをご覧ください。 議案第60号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について」です。

記 録

事務局	<p>番号1から番号4まで今回申請が上がってきております。全て農業振興公社が土地の所有者から農地を借りるものです。賃借権の設定で、期間を令和2年12月1日から20年間という設定でございます。</p> <p>この案件につきましては、この後の報告の第44号で利用権の設定を受ける者に公社から配分する予定でございます。</p> <p>農地の中間管理事業を利用して行う案件でございます、農業経営基盤強化促進法第18条第2項の各号には該当しません。</p> <p>皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はございませんでしょうか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおりとします。</p> <p>次に、議案第61号「非農地証明願いについて」であります。それでは、事務局に番号2以外の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局です。</p> <p>資料の35ページからをご覧ください。</p> <p>議案第61号「非農地証明願いについて」。</p> <p>番号1。</p> <p>土地の所在地が、日向市大字幸脇、地目が畑、現況が山林となっておりますが、先日、担当委員と一緒に現地調査に行ってきました。申請地は、申請地だけでなく、申請地の周辺は既に山林化しておりました。お話を聞いたら、もう10年以上前から耕作はしておりませんということで、確認したところ、確かにもう10年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地でございました。申請人は日向市亀崎の方です。</p> <p>続きまして、3番。</p> <p>3番は、土地の所在地が、日向市大字日知屋の3筆です。地目が畑、現況地目が山林とあります。こちらの案件も、この場所だけじゃなくて、この周辺全てが山林化、周辺も含めて山林化しております。この後の番号の4番についても、同じく、この土地だけじゃなくて、この周辺も全て山林化している案件です、3番も4番もですね。隣接している案件でございます。確認しましたところ、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地でございました。</p> <p>続きまして、5番。</p> <p>日向市大字幸脇の計6筆です。こちらの案件も、先ほどの1の案件と同じく、この土地だけではなくて、この周辺も含めて山林化しておりました。10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも使用することが困難な土地でございました。</p> <p>続きまして、6番。</p> <p>6番は、所在地が日向市東郷町下三ヶ、地目が畑、現況地目が宅地とあります。登記面積が492。こちらも現地調査に行っていました。行ったところ、相当古い住宅が建っていましたが、もう既に屋根も落ちて、かなり老朽化し、危険な状態のある土地でした。お話を聞いたところ、この所有者の申請</p>

記 録

- 事務局 人が相続する前からこの家はある、農地法施行前（昭和27年10月21日）以前から既にもう宅地だったとのこと。現地調査に行き、担当委員と一緒に確認は行いました。確かにもう七、八十年前からこの土地に建っているような住宅でございました。
以上、1番、3番、4番、5番、6番について、説明を終わります。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号1担当の10番委員及び26番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 10番委員 10番委員です。別に問題ありません。
- 26番委員 26番委員。問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
次に、番号3と4担当の27番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 27番委員 ただいまの27番委員です。事務局から説明があったとおりです。もう耕作放棄地というか、もう事務局から説明があったとおり山林の状態ですので、何の問題もないと思われま。
- 議長 ありがとうございます。
次に、番号5担当の10番委員及び26番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 10番委員 別に問題ありません。
- 議長 26番委員、よろしいですか。
- 26番委員 26番委員。特に問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
次に、番号6担当の12番委員及び22番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 12番委員 12番委員。問題ありません。
- 22番委員 22番委員。問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑等はありませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- （全員挙手）
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第61号、番号1及び番号3から番号6までは、原案のとおりとします。

記 録

- 議長 それでは、ここで一旦休憩をいたします。
- (休 憩)
- 議長 では、再開します。
引き続き、事務局に議案第61号、番号2の説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。
35ページの2番の説明を行います。
土地の所在地が日向市東郷町坪谷で、地目が畑、現況地目は山林です。登記面積は1,755㎡。先日、担当委員と事務局で現地調査に行ってきました。申請地は、既に農地としては利用されておらず、かなり背の高い雑木が茂っている状態でした。お話を聞きましたが、もう10年以上、農地を取得して40年になりますが、この間、農地として利用したことはなかったとのこと。10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地でございました。
皆様のご審議をよろしくお願いします。
- 議長 ありがとうございました。
それでは、番号2担当の2番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 2番委員 2番委員です。現地を事務局と見ましたけれども、もう全て山林化しておいて、非農地取扱いもうやむなしというふうに判断をしたところです。
以上です。
- 議長 ありがとうございました。
ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑等はございませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございました。
全員賛成ですので、議案61号、番号2は、原案のとおりとします。
ここで一旦休憩いたします。
- (休 憩)
- 議長 会議を再開します。
次に、議案第62号「農地のあっせん申出について」であります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。
45ページをお開きください。
議案第62号「農地のあっせん申出について」です。
番号1、2について説明を行います。
土地の所在地が、日向市大字塩見です。この所在地の案件が3筆ほど出ております。申出人から農業委員会に、この土地について買収したいという申出があっておりました。ただ、まだ土地の所有者とは話がまだできておらず、売買

記 録

事務局	<p>をまとめてほしいということで相談があったので、農業委員会に対してあっせんの申出をするように話をしたところです。申出人につきましては、父から経営移譲を受け、現在、塩見で施設野菜を経営されております。また、露地野菜とか、果樹も植えられ、精力的に農業経営をされている方でございます。</p> <p>続きまして、3番。</p> <p>場所は、日向市東郷町山陰で、地目が畑、地積は453㎡です。申出人は、この地区、他の地区で主露地野菜を営営されている方でございます。ご自宅のそばでもありますので、今回、この土地を取得したいということで相談があったので、農業委員会にあっせんをするように話をしたところ、今回、所有者との売買についてまとめるためにあっせんの申出があったところです。ご本人、今言ったように、兼業ではなくて専業農家ですので、使用状況については問題ないと思われます。あっせん委員につきましては、農地部会から報告をお願いしたいと思ひます。</p>
農地部会長	<p>本日、2時から農地部会を開催したところです。45ページの農地あっせん委員の申出についての1番、2番については、9番委員、16番委員、それから3番については、14番委員、29番委員ということでお願いをしたいと思ひます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑等はございませんでしょうか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおりとします。</p> <p>それでは、以上をもちまして議案の審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告40号から第44号について、事務局長から報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは、日向市農業委員会事務局規定による受理通知書の交付についてご報告申し上げます。</p> <p>まず、報告第40号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出」についてであります。議案書では47ページになります。</p> <p>届出の件数は3件、土地は畑6筆で面積は1,026㎡。住宅への転用であります。</p> <p>次に、報告第41号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」についてであります。</p> <p>議案書では51ページになります。</p> <p>届出の件数は2件、土地は畑2筆で面積は463㎡であります。</p> <p>転用目的につきましては、店舗、住宅でございます。</p> <p>次に、報告42号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」についてであります。</p> <p>相続による農地の権利取得の届出であります。</p> <p>議案書では54ページからになります。</p> <p>届出の件数は9件、土地は、全体で田39筆、畑29筆で合計が3万15㎡</p>

記 録

事務局長 | であります。
次に、報告第43号「取下書について」であります。議案書では65ページになります。
非農地証明申請の取下げ願いが提出されております。
続きまして、報告第44号「農地中間管理事業に伴う農地配分計画について」であります。
議案書では67ページです。市の農業畜産課から提供のあった情報でございます。
件数は1件、6筆1,713㎡の農地配分が行われています。
詳細につきましては、報告第44号別紙をご覧ください。
以上ご報告申し上げます。

議長 | ありがとうございます。
それでは、ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。
ないようですので、これをもちまして全ての会議の日程を終了しますとともに、議長の任を解かせていただきます。本日はご協力ありがとうございました。